

令和6年度



75歳・80歳の

歯科健診

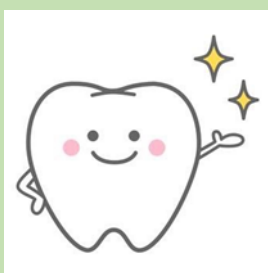
この用紙が届いたあなたは 本年度の対象者です。

昭和18年4月2日から昭和19年4月1日生まれの人

昭和23年4月2日から昭和24年4月1日生まれの人

(令和5年度中に75歳・80歳になられた静岡県後期高齢者医療被保険者の方)

あなたのお口の健康状態を**無料**でチェックをします



歯・歯肉の状態や口腔内の衛生状態に自信がありますか？

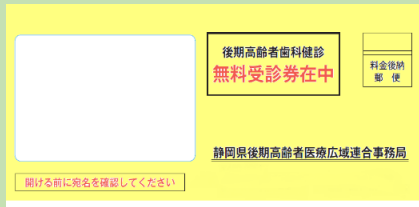
歯や口の機能低下や肺炎等の全身疾患の予防のために

「後期高齢者歯科健診」を受けて健康長寿をめざしましょう

健診期間 令和6年7月1日～

令和7年2月28日

歯科健診の流れ



① 受診券が届く



- ② 歯科医院に予約
同封の一覧表から受診医院を
選んでください
- ③ 質問票への記入
歯科医院へ行く前に
同封の質問票を記入してください



④ 健診(初回)

その後も
継続した
定期健診を
しましょう

歯科健診の持ち物: ①受診券(事前に質問票に記入してください)、②被保険者証

お口の健康は 全身の健康に影響します

加齢に伴うお口の機能の衰え「オーラルフレイル」

口腔機能が衰えると全身のフレイル(虚弱)につながるといわれており、老化のはじまりを示す重要なサインとして近年注目されています。

オーラルフレイルをそのまま放置してしまうと、要介護状態となるリスクが上がるといわれています。

残っている歯数、咀嚼能力と要介護認定に関係があります。

(入れ歯を含めた歯の数) 19歯以下の者では20歯以上の者と比較し
要介護になりやすい

残っている歯数、入れ歯使用と転倒に関係があります。

歯を喪失し、入れ歯未使用の場合、転倒のリスクが2.5倍に

残っている歯数と入れ歯使用と認知症発症との関係があります。

歯を喪失し、義歯を使用していない場合、認知症発症リスクが最大1.9倍に

(歯科健診受診上の注意事項)

- ① この歯科健診は一般社団法人静岡県歯科医師会に委託しております。そのため、健診可能な歯科医院は、静岡県歯科医師会の会員診療所に限ります。別紙の実施歯科医療機関一覧表に示していますが、他市町で健診を受ける方は、広域連合にお問い合わせください。
- ② 歯科健診の結果は、匿名化した上で、国への報告や今後の保健事業に活用しますのでご了承ください。
- ③ 歯科健診の受診券を不正に使用した場合は、刑法により罰せられることがあります。
- ④ 年度途中に静岡県外から転入された方などは対象となりません。
- ⑤ 長期入院者及び施設入所者は歯科健診の対象外となります。長期入院者及び施設入所者の方に受診券が送付される場合がありますが、受診はできません。

病院または診療所に6ヶ月以上継続して入院している方、および施設(高齢者の医療の確保に関する法律第55条第1項第2号から第5号までに規定する施設)に入所または入居している方は対象外です。